第５次大阪府障がい者計画（案）に対する委員意見と大阪府の考え方について

資料１－２

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 該当ページ | 意見内容 | 大阪府の考え方 | 委員名 |
| １ | 第３章　施策の推進方向第１節　最重点施策１．入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 | P14 | 施設の中に病院も含まれているのかどうかわかりづらいため「施設においても」は「施設や病院においても」に修正すべき。 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大精協長尾委員 |
| ２ | 第３章　施策の推進方向第１節　最重点施策１．入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 | P14 | 20年来、精神科病院では地域移行に取り組んでおり、すでに多くの障がい者が社会復帰されている現状がある。未だ入院中の方の多くとの表現は現状に合っていないため、「障がい者の多くは」は「障がい者の中には」に修正すべき。 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大精協長尾委員 |
| ３ | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす | P38 | これまでの精神科病院の地域移行に取り組みは一定の成果があり、現在も医療機関毎に有効な地域移行は行われている。これらの取組みを病院の限界と表現せず、行政の新たな支援を合わせこの取り組みを更に加速させることを表現するため「精神科病院等による努力だけでは限界があることから」は「精神科病院等のこれまでの取組みに加え」に修正すべき。 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大精協長尾委員 |
| ４ | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」２．個別分野ごとの施策の方向性（３）安全・安心を確保する | P94P101 | 　「個別計画の策定」は国が全国的に実施している「避難の理解力向上キャンペーン」の一環として災害リスクの高い区域に住む避難行動要支援者から優先的に避難支援体制の構築に向けた検討を行うことが示されている。 | 　大阪府においても、次期計画において個別支援計画の策定や避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組むこととしています。 | 育成会坂本委員 |
| ５ | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」３．具体的な取組みと目標（３）人材の確保と育成 | P33 | 従業者の処遇改善については、特定処遇改善加算の申請が50％を割っている状況であることから、現場の実態に合った加算制度を望みます。 | 　障がい福祉サービスを安定的に提供できる体制を確保するために人材の維持・確保は重要な課題であると認識しており、障がい福祉サービス事業所に従事する職員の配置基準や処遇改善加算の見直しについて国に要望していきます。 | 四天王寺福祉事業団原委員 |
| ６ | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」３．具体的な取組みと目標（６）大阪府全体の底上げ | P35 | 自立支援協議会について、コロナウイルス感染症の影響で、一同に会して自立支援協議会の開催自体が難しい状況下で、Webを使用するなどの代替策を講じるための支援をお願いします。 | 　地域自立支援協議会の開催手法については、各市町村において適切な方法を検討すべきと考えており、大阪府においては地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行っていきます。 | 四天王寺福祉事業団原委員 |
| ７ | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」３．具体的な取組みと目標(３）地域で暮らし続ける | P48 | 地域生活支援拠点について、高齢化に伴い、介護保険へのスムーズな移行が不安なくできるような環境の整備を期待します。 | 　障がい者の高齢化等を見据え、障がい者が地域で安心して生活するため、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行っていきます。 | 四天王寺福祉事業団原委員 |
| ８ | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅱ　生活場面「学ぶ」３．具体的な取組みと目標（１）早期療育を受ける | P61 | 障がい児等療育支援事業について、在宅で障がい児が生活するには、身近な地域で支援を受けることのできる環境の整備がとても大切なことなので、是非充実して頂きたい。 | 　在宅の障がい児の地域生活を支えるため、障がい児通所支援事業所等に対して、引き続き療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施していきます。 | 四天王寺福祉事業団原委員 |
| ９ | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅴ　生活場面「楽しむ」３．具体的な取組みと目標（２）スポーツ活動に取り組む | P91 | 障がい者スポーツ指導者の養成事業等について、現在の初級・中級スポーツ指導員は障がい者の理解と支援のための指導者養成であり、各種競技等の専門的な知識は無く、今後、大阪府として競技スポーツの広域的中核拠点としての役割を達成し、リハビリ～楽しむ～競技へ進むためには、財団法人大阪府スポーツ協会と連携し、専門的競技を有する人材に障がい者スポーツの理解と支援をする指導員の養成が必要であることから、「中級障がい者スポーツ指導員など」は「専門的競技を有する障がい者スポーツ指導員など」に修正すべき。 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大阪府障がい者スポーツ協会宮村委員 |
| 10 | 全般 |  | 意見具申の内容から大事なポイントが抜け落ちているようにも見えるため、意見具申の表記を復活させ、意見具申との整合性・継続性を担保するなど再度検討頂きたい。 | 　本協議会でとりまとめていただきました意見具申の内容を最大限尊重した上で、現行計画を踏まえつつ、国の基本指針に即して作成しております。 | 障大連古田委員 |
| 11 | 第１章 計画策定にあたって障がい者施策にかかる主な法制度等の動向 | P5 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律について、下線部を加筆頂きたい。「また、令和２年２月には、地域の小中学校のバリアフリー義務化等のハード対策に加え、施設等のバリアフリー情報提供の推進、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。」 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 12 | 第２章　基本的な視点２．基本原則 | P12 | （１）障がい者差別・虐待防止、命と尊厳の保持について「孤立した家庭や親をフォロー」とされているが、まず「本人をはじめ…」と表記すべき。（３）あらゆる分野における大阪府全体の底上げについて、サービス水準の向上だけでなく支援基盤の底上げも提起していたはず。「地域や多様な主体が切磋琢磨」と書かれているが、「各部局間・事業所間の垣根を乗り越えて連携し、サービス水準・支援基盤の底上げを進める」と修正すべき。（４）合理的配慮によるバリアフリーの充実について、「ハード面・ソフト面でのバリアフリーの充実に努めていき」を削除の上、下線部を加筆すべき。「依然として障がい者に対する差別・偏見が存在しているため、今後も社会的障壁の除去に向け、ハード面・ソフト面でのバリアフリーの充実を進めながら、障がい特性を 勘案した合理的配慮の周知啓発を図ります。」 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 13 | 第３章　施策の推進方向第１節　最重点施策１．入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 | P14 | 「地域生活のイメージをわかりやすく示す」だけでなく、第４次計画にあったように「具体的にイメージできる体験の取り組み」の表記も加えること。また第４次計画にあった地域移行とは「場を移すための支援だけでなく生活づくりの支援であること、地域で暮らし続けることも含めての支援であること」の表記も継承して残すべき（まだまだ地域移行の考え方に誤解があるため）。「地域での暮らしを『希望されない状況』」は『希望できない状況』に修正すべき。 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 14 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」１．めざすべき姿と現状の評価・課題　他 | P16他 | 現状の評価と課題について、「８０５０問題や親亡き後などにおいては」との表現が随所に出てくるが、特に「親亡き後」では手遅れであるため、「８０５０問題など親が高齢になっても障害者を抱え込まざるを得ない状態をまず解消していくことが必要であり、決して「親亡き後」の問題に至らないよう本人・親が共に若い段階から早期に独立、自立生活できるように支援していくことがまず重要であること」を記述すべき。また、随所の表記も「８０５０問題などの複合的な課題…」だけでよいため修正してもらいたい。 | ご意見の通り「親亡き後」に至らないよう支援していくことが重要ですが、現に直面している「親亡き後」の課題に対応していくことも必要と考えております。ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 15 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」１．めざすべき姿と現状の評価・課題 | P17 | 「市町村やサービス事業所、当事者や府民などが自らの役割を自覚し…」とあるが、特に当事者が自らの役割を自覚し…はおかしいので「自らの役割を自覚し」は削除すべき（意見具申の議論で一旦削除したはず）。「入所施設等をはじめ地域の様々な資源を活用しながら…」とあるが、「入所施設等をはじめ」は削除すべき。 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 16 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）障がい者虐待の防止や差別の解消 | P18 | 冒頭に虐待のことが書かれ「差別事案が後を絶たない」ことは消されたように見えるが、差別解消の取り組みの前に、「様々な場面で利用拒否などの差別が残っているなど差別事案が後を絶たないこと」をまず記載すべき。 | P2に「第４次計画期間中に、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者の尊厳を守る法整備がなされてきましたが、いまだ障がい者を取り巻く社会環境や社会環境のバリアフリー化は道半ばであり、平成28年に発生した相模原市での障がい者殺傷事件や、平成29年に発覚した寝屋川市での障がい者監禁死亡事件など痛ましい事件が後を絶ちません。」と記載しており、P17にも「平成24年10月に障害者虐待防止法が、平成28年４月に障害者差別解消法が施行されたことにより、虐待防止や差別解消のためのスキームが整備されつつあるところですが、依然として障がい者に対する差別事象や虐待事案が発生しています。」と記載しております。 | 障大連古田委員 |
| 17 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）障がい者虐待の防止や差別の解消 | P19 | 「旧優生保護法に基づく優生手術」とあるが、「強制不妊手術」の表記に戻すべき。また「このような事態を二度と繰り返さないとの反省に立ち」の表記も削除されたが、府の姿勢が疑われることから必ず復活させるべき。さらに制度の周知だけでは一向に進まないことは明らかであるため、せめて「再調査についても検討する」と記載すべき。 | 旧優生保護法において「強制不妊手術」という表記は存在しておらず、行政計画として法制上の正確性を担保する観点から「優生手術」の表記を採用しています。大阪府として、国の機関委任事務に基づく優生手術の適否の判断に携わってきたことについては重く受け止めていますが、一義的には国の責任であると考えています。また、一昨年度に医療機関・福祉施設に対して記録の保有状況を調査した結果、個人記録がある可能性があると回答のあった施設を除き、当事者が特定できる記録等は残っていないことを確認しており、旧優生保護法一時金支給法において、都道府県は請求のある方以外に対しての調査権は与えられていないため、調査権のある国からの依頼がない限り、現時点において再調査は予定しておりません。 | 障大連古田委員 |
| 18 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（２）関係機関による強固なネットワークの構築 | P20 | 地域生活支援拠点等について「市町村に整備に向けた働きかけ」だけでなく「市町村を支援していくとともに、国に対して必要な施策を求めていく」と書くべき。また「協働の核となる人材を中心に適切に連携」とされ、コーディネーターを配置すれば事足りると捉えているように見えるが、拠点機能の確保ではどの市町村でも「受け皿不足」の問題が大きいことから、「重度障害者を受け入れられる多様なグループホームの開設を進め、またスーパーバイズなどで支えていく」ことを併記すべき。 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 19 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（２）関係機関による強固なネットワークの構築 | P20 | 「具体的には行政の福祉化…」部分について、下線部を加筆すべき「今後想定される大規模 な自然災害で、障がい者が命を落とすことのないよう、避難場所の確保やそのバリアフリー化、避難支援の取組みについて、府関係部局、関係機関、地域住民、事業所等が連携して検討を進めていきます。」 | 市町村は、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所等を指定しなければなりません。本府としては、市町村と連携してご指摘の事項等の課題解決に向けて検討の場を設け、質の向上に取り組んでいるところです。 | 障大連古田委員 |
| 20 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（３）人材の確保と育成 | P21 | この間のコロナ禍による離職・休職等で人材不足はますます深刻になっている。参入促進では介護ロボットの導入などではなく、「失職・時短勤務となった人材を福祉業務に紹介しつなぐ仕組みづくり」など積極的な支援策を検討することを加筆できないか。強度行動障がいや高次脳機能障がいの的確な見立て、支援や環境設定のスキルを高めるための、実際の事例的な研修を盛り込んでもらいたい。また、以前から伝えているように重度の高次脳障害での支援のあり方についても早く示して頂きたい。 | 強度行動障がいや高次脳機能障がいに係る研修内容については、ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。なお、本計画P21において、「好事例の横展開を図るとともに、サービス従事者のアセスメント・モニタリングの質を向上させる研修の充実や府立施設等の取組みを活用した障がい者の地域生活を支える人材の育成等に取り組む」旨を記述しているところです。行動面の課題が重い高次脳機能障がいの支援のあり方については、大阪府内の障がい福祉サービス事業所（日中活動系事業所）を対象に行った「「高次脳機能障がいの方の支援」に関するアンケート」の結果をふまえ、支援事例集を作成しているところです。 | 障大連古田委員 |
| 21 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（４）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透 | P22 | 地域移行で「入所施設が地域に開いていくことにより、入所施設が地域と切り離されることなく地域社会の一部として、地域生活を支える役割を担うこと、地域で暮らす人々の障がい理解の促進を図ることが可能となる」とあるが、疑問であり、「入所施設が地域の緊急ケースへの対応や地域移行に取り組むことで、地域と施設の連携が進み、地域住民との連携にもつながる」との記述の方が良い。 | 　ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 22 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（５）ユニバーサルデザインの推進 | P23 | 下線部を加筆すべき。具体的には、大阪府福祉のまちづくり条例の充実等により、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進… | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 23 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（６）大阪府全体の底上げ | P24 | 「外国人や高齢者等の課題とも関連性があり…」だけでなく、「この間の災害対応、新型コロナ禍においては、防災・医療・福祉・教育・地域がより一層強固に連携できる体制づくりが喫緊の課題となっていること」も記載すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 24 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」コラム　地域に開かれた入所施設 | P29 | 「地域住民への開放、イベントによる交流促進」だけでは不十分であり、「地域移行・地域支援を通じての地域の福祉サービス事業所との関係づくり」も記載すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 25 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」３　具体的な取組みと目標 | P33 | 「施設の今後の機能のあり方」について下線部を加筆「地域生活を支える入所施設として果たすべき機能について長期入所を解消し、地域の緊急ケースを受け入れるなど、循環型の仕組みも含めて検討していく」 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 26 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」３　具体的な取組みと目標 | P34 | バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物のバリアフリー化について、「建築物の新築・改築・増築・用途変更を行う際、用途・規模に応じ、法及び条例で定める基準に適合することで」を削除した上で、以下のように修正すべき。バリアフリー法と、その付加条例である大阪府福祉のまちづくり条例の改定等により、大阪府内のバリアフリー化を推進します。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 27 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」１．めざすべき姿と現状の評価・課題 | P37 | 現状の評価と課題について、「グループホーム等の地域生活の場の機能を入所施設・精神科病院の機能にまで高めていく…」は意味不明なので削除頂きたい。第４次計画に記載されていた「長期入所の状態とその状態を早期に解消していく必要があること」を必ず踏襲して加筆すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 28 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）入所施設や精神科病院からの地域移行 | P37 | 地域体制整備コーディネーターまかせでは、この間地域移行を進んでいないことから、府市が地域移行のアプローチの仕組みを作ることを盛り込むべき。 | 入所施設等からの地域移行については、市町村、相談支援事業所、入所施設が協力し、施設、入所者の状況把握を行い、障がい者やそのご家族へ働きかけることが重要と考えております。地域移行の主体は市町村であるため、大阪府としては施設入所者の状況把握に関する取組事例を紹介するなど、市町村が地域の実情に応じて独自の取組みを円滑に進めていけるよう支援していきます。 | 障大連古田委員 |
| 29 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）入所施設や精神科病院からの地域移行 | P38 | 日中サービス支援型は重度化・高齢化対応とされながら大規模化などの問題があるため、日中サービス支援型の表記は必ず削除すべき。具体的には「重度化対応には小人数のホームにおいて個別支援の充実が必要であり、日中の支援も含め重度化・高齢化に対応したグループホームの拡充…」と修正すること。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 30 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）入所施設や精神科病院からの地域移行 | P38 | 地域移行が困難だと感じている入所施設職員とあるが、本人・家族も加え、地域見学等を進めるよう表記すべき。 | 入所施設等からの地域移行については、市町村、相談支援事業所、入所施設が協力し、施設、入所者の状況把握を行い、障がい者やそのご家族へ働きかけることが重要と考えております。大阪府としては施設入所者の状況把握等に関する取組事例を紹介するなど、市町村が地域の実情に応じて独自の取組みを円滑に進めていけるよう支援していきます。 | 障大連古田委員 |
| 31 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）入所施設や精神科病院からの地域移行 | P38 | 障がい児入所施設について、「障がい者施策への円滑な移行」では不十分であり、あくまでもグループホーム等の地域生活への移行を基本とすべきことを明記すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 32 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（２）入所施設の今後の機能のあり方 | P39 | 意見具申P22にあった「長期入所の解消と…緊急的な受入れを担う場など、機能・役割の検討」「入所施設と地域との交流・循環等による地域移行の推進に取り組むことを検討する」ことを盛り込み、「循環型の仕組み」を検討していくことを必ず記載してもらいたい。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 33 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（３）地域で暮らし続ける | P40 | 地域生活支援拠点等の整備については面的整備型を軸に機能を拡充していくことを加筆。「障がい者支援施設を地域生活支援拠点等とする際には…」部分は、「緊急時の受入れ等で支援施設を地域生活支援拠点等を活用するなど、地域の障がい者に対する支援も進めることで、地域の事業所等との関係を作り出し、地域移行を進める。」と変更すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。なお、地域生活支援拠点等については、多機能拠点型・面的整備型いずれでも整備可能であるものの、府内の地域生活支援拠点等については、面的整備型での整備が多いのが実態です。 | 障大連古田委員 |
| 34 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（４）まちで快適に生活できる | P41 | 「鉄道駅における…」部分に下線部を加筆障がい者が利用しやすい設備の確保と情報公開など、障害者の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備に努めます。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 35 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（４）まちで快適に生活できる | P42 | 下線部を加筆すべき。「また、平成３０年の大阪北部地震をはじめ、全国的にも課題となっている大規模災害発生時を想定した、上階避難に必要なエレベーターの整備や、上階への多目的トイレの増設等も含めた避難所の機能確保、バリアフリー化を推進し…」 | 市町村は、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所等を指定しなければなりません。本府としては、市町村と連携してご指摘の事項等の課題解決に向けて検討の場を設け、質の向上に取り組んでいるところです。 | 障大連古田委員 |
| 36 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」コラム　施設入所者の地域移行 | P43 | 施設入所者へのアプローチの仕組みはコーディネーター配置だけでなく、府市・基幹相談支援センター等が連携して施設にアプローチする仕組みづくりの検討が必要であり、そのことを記載すること。 | 入所施設等からの地域移行については、市町村、相談支援事業所、入所施設が協力し、施設、入所者の状況把握を行い、障がい者やそのご家族へ働きかけることが重要と考えております。地域移行の主体は市町村であるため、大阪府としては施設入所者の状況把握に関する取組事例を紹介するなど、市町村が地域の実情に応じて独自の取組みを円滑に進めていけるよう支援していきます。 | 障大連古田委員 |
| 37 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」コラム　地域生活支援拠点等の整備促進 | P44 | いずれ家族と離れて生活すること等を想定し、「可能な限り早い段階からグループホームや一人暮らし…」と記載頂きたい。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 38 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」コラム　知って欲しい「高次脳機能障がい」 | P45 | 「他職種でアセスメントを行い、社会リハビリテーションとして日常生活動作や生活能力の維持向上…」とあるが、医療モデルの観点で書かれており、社会モデルとして支援・環境の設定についての検討を進めることも追記すべき | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 39 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」３．具体的な取組みと目標 | P46 | 地域移行では施設へのアプローチの仕組みの検討を加筆すべき。入所施設の今後の機能のあり方には循環型の仕組みの検討を加筆すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 40 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」３．具体的な取組みと目標 | P47 | 障がい児入所施設の運営では、地域移行をより円滑に進めるために、地域生活に向けた施設の支援や環境設定のあり方について検討することを加筆すべき | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 41 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」３．具体的な取組みと目標 | P52 | 「府営公園の整備」部分に新たに以下の内容を加筆すること「ハートフルゲートの撤去等、公園出入口のバリアフリー化に向けた整備目標についても検討します。」 | ハートフルゲートの撤去等の具体的な整備内容やバリアフリー化に向けた具体的な整備目標を明記することは困難ですが、改修の必要性や府の財政状況等を総合的に勘案しつつ、障がい者等に配慮した公園づくりに取り組んでいきます。 | 障大連古田委員 |
| 42 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅱ　生活場面「学ぶ」２．個別分野ごとの施策の方向性（２）教育を受ける | P56 | インクルーシブ教育推進の基本姿勢を示すために、意見具申にあった文章を○の１つ目として以下のように挿入すること。○　幼少期からのインクルーシブ教育は、障がい児自身の生活力を養い、社会全体の障がい理解の促進にもつながる。教育の各段階において、障がい児を包容するインクルーシブ教育を進めていく必要がある。 　またインクルーシブ教育を「共に学ぶことから排除しない教育」と捉え、障がい者だけではなく、外国人など地域の多様な主体が抱える課題とも連動させつつ推進する視点も必要である。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 43 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅱ　生活場面「学ぶ」２．個別分野ごとの施策の方向性（２）教育を受ける | P57 | ○の３つ目に下線部を追加すべき〇　就職率などの数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選択を確保し、将来の進路を主体的に選択できるよう、地域での自立生活を学ぶ機会や、職場見学等の機会を確保するなど進路指導を充実するとともに、教育、労働、福祉等の関係機関が連携し、職場定着までを見据えた支援に取り組んでいきます。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 44 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅱ　生活場面「学ぶ」３． 具体的な取組みと目標 | P62 | （２）教育を受ける　②小・中学校教育の充実、に新たに以下の内容を追加すること。○小・中学校の通学対策の充実（支援教育課） 地域の小中学校において、保護者による送迎が極めて困難である等、通学に支障がある障がい児の通学支援の方策の検討を進め、児童生徒の学習機会の保障等を図ります。 | 市町村における実施状況等を踏まえて検討してまいります。 | 障大連古田委員 |
| 45 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅱ　生活場面「学ぶ」３． 具体的な取組みと目標 | P63 | 「高等学校における知的障がいのある生徒の受け入れ促進」部分に、自立支援校の目標値を盛り込むこと。 目標値：自立支援校 学校数16校各学校定員４名 | 「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針（R2年10月）」に基づき、検討していきます。 | 障大連古田委員 |
| 46 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅲ　生活場面「働く」 | P69 | この間の国・府での重度障害者の就業支援制度について全く触れられていないのはおかしいことから、必ず１項目設けて加筆すべき。P72からの具体的な取組みにも加筆すべき。 | 重度障がい者の就業支援については、P70に「移動が困難な重度障がい者の就労等を支援します。」と記載しており、P75にも「重度障がい者に対する就業支援の充実」を記載しております。 | 障大連古田委員 |
| 47 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」１．めざすべき姿と現状の評価・課題 | P78 | 旧優生保護法による「強制不妊手術」との表記に戻すべき。また、制度周知だけでは一向に救済は進まないため、医療機関や福祉施設等への再調査を検討することを加筆すべき。 | 現状の評価と課題について、旧優生保護法において「強制不妊手術」という表記は存在しておらず、行政計画として法制上の正確性を担保する観点から「優生手術」の表記を採用しています。また、一昨年度に医療機関・福祉施設に対して記録の保有状況を調査した結果、個人記録がある可能性があると回答のあった施設を除き、当事者が特定できる記録等は残っていないことを確認しており、旧優生保護法一時金支給法において、都道府県は請求のある方以外に対しての調査権は与えられていないため、調査権のある国からの依頼がない限り、現時点において再調査は予定しておりません。 | 障大連古田委員 |
| 48 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）必要な健康・医療サービスを受ける | P78 | 医療費助成について「制度の持続可能性の確保」は削除し、意見具申の表記に戻して「セーフティネットの観点から更なる充実を検討していく」と変更すること。併せて、具体的な取組みのところにも加筆すること。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 49 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）必要な健康・医療サービスを受ける | P79 | 「高齢化・重度化が進む中で…配慮が不足している。」とあるが、診療拒否のことも加え、障がい特性の理解を進めるための啓発研修に取り組むことを加筆すべき。また、精神科病院内での虐待事案が全国的にも続いていることから、虐待防止のための法令改定やスキルアップの取り組みを進めることを加筆すべき。「地域生活『以降』」は「地域生活『移行』」に修正すべき。 | 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい理解を促進するための啓発活動を実施するとともに、障がい特性に応じた研修の充実・強化に引き続き取り組んでいきます。精神保健福祉法に基づき、病院管理者が入院患者について適正な処遇が行われているか等について都道府県等が検査し、不適正な場合には改善命令等を通じて改善を図っております。また、精神科病院での虐待防止については、大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会において、療養環境サポーターが医療機関を訪問し、その活動報告に基づいて同協議会で検討を行い、療養環境の向上を図っています。 | 障大連古田委員 |
| 50 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅴ　生活場面「楽しむ」１．めざすべき姿と現状の評価・課題 | P87 | またしてもスポーツや文化芸術活動に偏るなど、逆戻りしており心外である。現状の評価と課題について、意見具申での表記である「様々な場面において他の人と同じように普通に楽しめるようにしていくこと」「自由な時間に好きなことを楽しめることはより豊かで質の高い生活を送る上で重要」「あらゆる場所で他の人と同じように気軽に楽しむことができるような環境整備、まちづくりに取り組んでいくことが大切」の表記を必ず盛り込むこと。 | ご意見の通り障がい者が楽しみ豊かで質の高い生活を実現していくことが重要と考えています。計画案では余暇活動にも言及しており、スポーツ活動や文化芸術活動を含め、生活を豊かにするため多様な選択肢を用意することが重要と考えています。 | 障大連古田委員 |
| 51 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅴ　生活場面「楽しむ」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）余暇活動や社会参加に取り組む | P88 | 「休日や放課後に長期休暇」は「休日・放課後や長期休暇」に変更すべき。「制約・障壁があります」は「制約・障壁があることから、地域の様々な場面で他の人と同じように楽しめる環境づくりが必要です」と加筆すべき。「バリアフリーの情報をリンクして発信していく」は「などソフト面の対策の充実を進めるとともに設備のバリアフリー化などのハード面の環境整備…」と加筆すること。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 52 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅴ　生活場面「楽しむ」２．個別分野ごとの施策の方向性（３）芸術・文化活動に取り組む | P89 | 「『障がいのない』社会づくり」は「『障壁のない』社会づくり」の方で良いのではないか。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 53 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅴ　生活場面「楽しむ」３．具体的な取組みと目標 | P90 | 第４次計画のままであり、新たな取り組みが書かれていないことは問題。障がい者が様々な場面において他の人と同じように気軽に楽しめるように保障していく取り組みについて、新たな項を設けて書き込むべき。 | ご意見として承り、今後の検討の参考にさせていただきます。 | 障大連古田委員 |
| 54 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」１．めざすべき姿と現状の評価・課題 | P92 | 現状の評価と課題について、差別事案が様々な場面で発生していることをまず加筆すべき。府条例を改定し、それを契機にして更に業種ごとに合理的配慮の認識を深めるために、研修啓発に取り組んでいくことを加筆すべき。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 55 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）障がいや障がい者への正しい理解を深める | P93 | ○の一つ目と二つ目を入れ替えるべき。また、現行２つ目の○のところで、障がい者の受入れが困難と考える「店舗や」事業者に対して「何が差別にあたるのかという具体的な事例や」合理的配慮の提供についての好事例、差別の解消に向けた取り組み等を具体的に提示…と加筆して頂きたい。○の３つ目で下線部を加筆すべき。「障がい者が差別や虐待を受けることなく安心してサービスを利用できる環境を確保していくために、障がい特性に応じた支援や環境設定等のスキルアップのための研修の充実…」 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 障大連古田委員 |
| 56 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）障がいや障がい者への正しい理解を深める | P93 | 障がい理解の促進について、新たに以下の内容を加えること○　賃貸住居での障がい者の入居差別はまだまだ多数発生しており、近隣住民の無理解による大阪市営住宅での障がい者の自死事件等、ゆゆしき事態も発生していることから、障がい者の理解を深めていくことが喫緊の課題であることをふまえ、家主や事業者、地域住民への啓発をより一層強めていきます。 | P40に「しかしながら、地域移行に向けた住まいの確保が難航するケースも少なくありません。そのため、行政と不動産事業者等が連携するとともに、居住支援の一環として福祉サービス事業者と家主等とが協力するなど、障がい者の住まいの確保に向けた取組み等を進めていく必要があります。」と記載しています。 | 障大連古田委員 |
| 57 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」２．個別分野ごとの施策の方向性（２）障がい者の尊厳を保持する | P93 | 障がい者虐待の防止について、新たに以下の内容を加えること○　全国的にも精神科病院内での虐待が数多く発生していることから、虐待防止法もしくは精神保健福祉法において、精神科病院が通報義務の対象とされるよう国に働きかけていきます。 | 精神科病院での虐待防止については、精神保健福祉法に基づき、病院管理者が入院患者について適正な処遇が行われているか等について都道府県等が検査し、不適正な場合には改善命令等を通じて改善を図っております。 | 障大連古田委員 |
| 58 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」２．個別分野ごとの施策の方向性（３）安全・安心を確保する | P94 | 「近年台風・豪雨災害が頻発し…高台・上階にある避難場所や福祉避難所の確保…」部分に、各地域で垂直避難が円滑に進むように、学校校舎の活用だけでなく、民間ホテル、スーパー、駐車場、マンション、公営住宅など、あらゆる場所を活用していくことについて検討を進めることを盛り込むこと。 | 市町村は、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所等を指定しなければなりません。また、「避難場所や福祉避難所の確保」については、ご指摘いただきました多様な施設の活用において現在、検討及び働きかけを進めているところです。 | 障大連古田委員 |
| 59 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」２．個別分野ごとの施策の方向性（３）安全・安心を確保する | P95 | 新型コロナの対応の表記が少な過ぎる。内容的にも「自助・共助」が強調されるなど問題があり、府の姿勢を疑う。まず、この間、各事業所では感染防止に向けた最大限の注意を払っており、感染者が発生した場合も少なくともクラスターが発生しないよう苦労していることに対する行政の思いが全く書かれていないので加筆すべき。また、クラスターが発生した場合には…との表記以前に、「たとえ感染者が発生してもクラスターの発生にまで至らないようにするために、行政の役割として、速やかに事業所全員のＰＣＲ検査が受けられるよう対応すること、感染した障害者は軽症であっても直ちに入院できるように入院先を調整すること、感染者とそれ以外の者が場を分けて過ごせるようホテル等別の場を調整確保すること、感染拡大がまだまだ続いていることから、国に対してかかり増し経費の補助等を引き続き求めていくこと」を必ず明記すべき。「障害者が感染した場合でも、またクラスターが発生した場合においても、障害者が支援や介護が受けられなくなることが決してないよう、他法人等から応援職員の派遣を調整すること」を必ず明記すべき。 | 障がい福祉サービス等は障がい児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染予防対策を徹底した上で、サービス等を提供する体制を構築することが重要と認識しています。新型コロナウイルス感染症患者については医療機関からの発生届をもとに管轄保健所が把握し、保健所長が療養等の方針を決定することとしています。入院先についても、大阪府入院フォローアップセンターが各保健所と協力し、速やかに入院できるよう府内で調整することとしています。また、国から障害者支援施設等の入所者・従事者等に発熱の症状を呈する場合には必ず検査を実施するとともに、検査の結果で陽性が判明した場合には入所者・従業者等の全員に対して原則検査を実施するよう要請されているところであり、国からの要請の趣旨を踏まえて引き続き対応していきます。なお、クラスター発生時の応援職員の派遣についてはP95に記載しています。 | 障大連古田委員 |
| 60 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」３．具体的な取組みと目標 | P98 | 新たな項を設けて、府差別解消条例改定から、全部局・全事業種別・全事業所に対して研修啓発を進め、業者ごと、場面ごとでの何が差別にあたるかの事例、合理的配慮の好事例、具体的な取り組みについて明らかにしながらわかりやすく周知していくことを盛り込むこと。 | P31の具体的な取組み（１）一つめ、P98具体的な取組み（１）一つめ、五、六つめにて、ご意見の趣旨が記載されています。 | 障大連古田委員 |
| 61 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」３．具体的な取組みと目標 | P101 | 「避難所運営マニュアル」について、コロナ禍を踏まえた避難所運営対策が一旦示されているが、更に具体的な改善が進むよう改定していくことを盛り込むこと。また、この間の台風・豪雨災害が相次いでいることから上階にある避難所を確保し、垂直避難が円滑に進むように、学校校舎や民間ホテル、スーパー、駐車場、マンション、公営住宅など、あらゆる場所を活用していくことについて検討を進めることを盛り込むこと。 | 「避難所運営マニュアル作成指針」の改定について、市町村と同指針に関する意見交換会や研修、避難所開設・運営訓練を行うなど避難所の更なる質の向上に向け関係部局と連携することとしています。また、「避難所の確保」については、ご指摘いただきました多様な施設の活用において現在、検討及び働きかけを進めているところです。 | 障大連古田委員 |
| 62 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）障がい者虐待の防止や差別の解消 | P19 | 施設コンフリクトの取り組みの連携に、人権部局も入れた方が良いと思います。後の「具体的な取組と目標」では人権局が入っています。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大阪府人権協会柴原委員 |
| 63 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（３）人材の確保と育成 | P21 | 「好事例の横展開」とある「横展開」とは市町村間での展開ということでしょうか。「横展開」という文言が一般的な使い方ではないような気がします。意味が通じるか懸念があります。この後にも「横展開」の文言が出てきます。 | ご意見のとおり「横展開」は市町村間又は事業所間において先進的・効果的取組等を広げていくことを意味しています。ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大阪府人権協会柴原委員 |
| 64 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（４）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透 | P22 | 「声を掛けてみる。そうしたことが、」「合理的配慮を当たり前と捉える社会をめざしていかなければなりません。」とありますが、声を掛けて支援を申し出ることが合理的配慮だと誤解されないでしょうか。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大阪府人権協会柴原委員 |
| 65 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」コラム　生きづらさを抱えている人たち | P26 | 「男女雇用機会均等法では、性的思考・性自認～（略）～暴露することはパワハラに該当する」とあるのは、「労働施策総合推進法」ではないでしょうか。 | ご意見のとおり「男女雇用機会均等法」ではなく「労働施策総合推進法」ですので修正いたします。 | 大阪府人権協会柴原委員 |
| 66 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性（３）地域で暮らし続ける | P39 | 「施設コンフリクト」や、不動産事業者・家主等が障がいを理由に入居を拒否する事案について、「グループホーム等のため円滑な設置など」の前に、「障がいに対する地域住民の理解の促進により」入れてはどうでしょうか。地域住民の意識の変革と共に生きる方策を共に見い出していくことが必要だと思います。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大阪府人権協会柴原委員 |
| 67 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）障がいや障がい者への正しい理解を深める | P93 | 「障がい者の受入れが困難と考える事業者に対して」の「受入れ」は雇用のみに捉えられる心配があると思います。　お客様への対応なども含まれますので、例えば「対応や受入れ」などにしてはどうでしょうか。 | ご意見の趣旨を踏まえて検討いたします。 | 大阪府人権協会柴原委員 |
| 68 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」２．個別分野ごとの施策の方向性（２）障がい者の尊厳を保持する | P93 | 「障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を着実に推進します。」とありますが、その中身をもう少し書き加えてはどうでしょうか。例えば、「障がいを理由とする差別的取扱いがなく、必要な合理的配慮がなされるように、差別解消に向けた取組を着実に推進します。」などです。具体的施策を通してどのような状態を作るのかということが計画になると思います。 | P92、93等のこれまでの文章にて「合理的配慮の提供される社会をつくっていくことが必要」等と記載されており、重複を避けるためにも、施策の推進と包括的な記載にしております。 | 大阪府人権協会柴原委員 |
| 69 | 第３章　施策の推進方向第２節　各場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　共通場面「地域を育む」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）障がい者虐待の防止や差別の解消 | P17 | 「平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことにより、虐待防止や差別解消のためのスキームが整備されつつあるところですが、依然として障がい者に対する差別事象や虐待事案が発生しています。」とありますが、本年３月に報道された神戸市の神出病院における職員による入院患者への虐待は、耳目をふさぎたくなるような事実でした。大阪府においても、大和川事件の再来がないよう、精神科病院における同様の事件の再発防止の徹底を図ることが必要です。現行の障害者虐待防止法において、精神科病院従事者等による障がい者虐待の防止が対象とされていないことが大きな問題と考えられます。本計画においては、精神科病院における同様の事件の再発防止のため、障害者虐待防止法に「精神科病院従事者等による障害者虐待の防止」について記載する必要性について述べてください。 | 障害者虐待防止法において、医療機関の管理者は間接的防止措置の実施が義務づけられています。精神科病院での虐待防止については、精神保健福祉法に基づき、病院管理者が入院患者について適正な処遇が行われているか等について都道府県等が検査し、不適正な場合には改善命令等を通じて改善を図っております。また、大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会において療養環境サポーターが医療機関を訪問し、その活動報告に基づいて同協議会で検討を行い、療養環境の向上を図っています。 | 大家連倉町委員 |
| 70 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」２．個別分野ごとの施策の方向性（１）必要な健康・医療サービスを受ける | P78 | 「平成30年度に再構築された福祉医療費助成制度を検証し、国の医療保険制度の動向 等を踏まえつつ、医療のセーフティネットや制度の持続可能性の確保の観点から、制度 運用に努めていきます。」との記載がありますが、これまで、老人医療費助成を受けていた65歳以上の多くの精神障がい者と難病患者は、来年３月に３年の経過措置が終了したら対象から外されてしまいます。(精神保健福祉手帳１級所持者、難病で年金１級を除く)高齢化により、従来以上に各種の医療の受診が必要となってくる障がい者の「命のはしご」を外して、「心や体、命を大切にする」と言えるのでしょうか。 | 老人医療の対象となっている精神通院医療受給者・難病患者等については、国の公費負担医療の対象となっており、本府の助成が外れても一定の負担軽減措置があることから、重度以外の方々は府制度の対象外としたところです。本来、高齢者の生活実態に基づく支援については、自治体の医療費助成だけでなく、国の社会保障施策全体で検討すべきものと考えています。 | 大家連倉町委員 |
| 71 | 第３章　施策の推進方向第３節　生活場面に応じた施策の推進方向Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」２．個別分野ごとの施策の方向性３．具体的な取組みと目標 | P37・46 | 以下の理由から、「具体的な取り組み目標」に関して、国の基本指針が示す「令和元年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減することを基本とする」ことを掲載することに反対します。①第５次計画検討部会でもたびたび意見表明させていただいた通り、現時点において全国一律の施設入所者数削減目標をそのまま大阪に適用することは、いわゆる「8050問題」や「ロングショート」など顕在化する障がい者・家族の生活問題解決の妨げとなるだけでなく、ひいては障がい者の地域移行を妨げる原因ともなること。②都道府県障害福祉計画について障害者総合支援法８９条では「基本指針に即して…定めるものとする」と規定されているが、この場合の「即して」の文言には法上の特別の意味はなく、国の指針として尊重するよう求めているにすぎない。むしろ同法1条の２が示す「基本理念」に照らしたとき、①に示す障がい者・家族の生活問題を早急に解決することが焦眉の課題となっており、そのことを抜きにした障がい者計画は考えられないこと。③国の基本指針（令和２年告示２１３号）においても「目標」に関して市町村及び都道府県は「独自に目標及び指標を設定することができる」と記載されており、国は地方自治体に基本指針の数値をその通り生かすよう求めていないこと。④以上のとおり、「障がい福祉計画」における数値目標の設定は国の基本指針を参考とはするものの、地域の実情に照らして、障がい者・家族の生活問題の早急な解決を目指して自主的に定められるべきものであり、「第５大阪次大阪府障がい者計画」において国の基本指針をそのまま継承した数値を載せることは、本文中に記載されている「入所施設と地域との関係、入所施設の機能など、地域における入所施設の在り方についての議論を深める」ことの妨げともなり得ること。 | ご意見のとおり「即して」には必ずしも法的拘束力までは認められないものの、少なくとも最大限尊重することを求められているものであることから、次期計画においては国の基本指針に即して施設入所者数の削減数を成果目標として設定いたします。しかしながら、ご指摘のありました「8050問題」や「短期入所の継続的利用」の課題は府としても認識しているところであり、引き続き地域の受け皿整備を推進していくとともに、入所施設の今後の機能のあり方においても入所施設の現状等も十分に踏まえつつ、検討していきたいと考えています。 | 障連協塩見委員 |
| 72 | 全般 |  | コロナウイルス感染の広がりを契機に国民の生活様式が急激に変化している。日々変化する状況のもとで障害者の生活課題やインクルーシブ社会に向けた目標を設定するためには、比較的短いスパンで現状を分析し計画の見直しを行うことが重要と考えられる。そのため、今般６年一期の計画に変更されることから、中間年においても必要な計画の見直し・改定が行われることが望ましいと考える。 | ご意見のとおり計画において刻々と変化する社会情勢等に的確に対応していくことが重要と考えております。大阪府障がい者計画では、障害者基本法に基づく障害者計画の他、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と児童福祉法に基づく障害児福祉計画が含まれており、両計画については計画期間が３年とされていることから、必要に応じて見直していきます。 | 障連協塩見委員 |